

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第四条の三第二項の規定に基づき、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第二号口の電気通信設備を次のように指定する。

平成二十八年 月 日

総務大臣 山本 早苗

次に掲げる電気通信設備であつて、別表の上欄に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの

一 固定端末系伝送路設備（加入者側終端装置、第一種指定市内交換局に設置される主配線盤、加入者系半固定パス伝送装置、光信号用の屋内配線設備（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限る。）及び加入者線終端装置を含む。）

二 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「施行規則」という。）第二十条の二第四項第一号の交換等設備（次に掲げるものについては、それぞれに掲げる条件に該当するものに限る。）

イ ルータ 他の電気通信事業者の電気通信設備への振り分け機能を有すること又は当該機能を有するルータと相互に対向すること

- ロ デジタル加入者回線アクセス多重化装置（国際電気通信連合電気通信標準化部門勧告G. 992. 1A AnnexC又はG. 992. 2 AnnexCに準拠する伝送方式によるものに限る。）又はデジタル加入者回線信号分離装置 接続を請求する電気通信事業者が同種の設備を設置することができない場所に設置されていること
- 三 施行規則第二十三条の二第四項第二号の伝送路設備
- 四 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
- 五 SIPサーバ
- 六 電気通信番号の案内に用いられる番号案内データベース、サービス制御局及びサービス制御統括局
- 七 PHSの役務を提供する電気通信事業者との接続に用いるPHS加入者モジュール並びに端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局及びサービス制御統括局
- 八 公衆電話機及びこれに付随する設備
- 九 電気通信番号の案内又は手動による通信に用いられる交換機（第二項に掲げるものを除く。）、案内台装置及び伝送路設備（第一項又は第三項に掲げるものを除く。）
- 十 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各項に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（第一項、第三項、第四項又は前項に掲げるものを除く。）

附 則

この告示は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年 月 日）から施行する。

別表

単位指定区域	電気通信事業者
愛知県	中部テレコムユニケーション株式会社
滋賀県	株式会社ケイ・オプティコム
京都府	株式会社ケイ・オプティコム
大阪府	株式会社ケイ・オプティコム
兵庫県	株式会社ジエイコムウエスト
奈良県	株式会社ケイ・オプティコム
	株式会社ジエイコムウエスト
	株式会社ケイ・オプティコム
	近鉄ケーブルネットワーク株式会社
和歌山県	株式会社ケイ・オプティコム

徳島県	株式会社STNet
香川県	株式会社STNet
福岡県	株式会社ジエイコム九州
沖縄県	沖縄通信ネットワーク株式会社